

第2回 松前町部活動地域移行検討委員会



日時：令和6年1月25日（木）18：30～20：00

場所：松前町役場3階大会議室

松前町教育委員会

次 第

1 開 会

会長挨拶

2 議 題

- (1) 令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業の中間報告
- (2) 部活動の地域移行に関するアンケート結果について ※別冊
- (3) 松前町立中学校の部活動改革に係る推進計画（案）について
- (4) 中学校部活動の地域移行に係る地域文化・スポーツ団体の活動状況・意向調査について
- (5) その他

3 閉 会

松前町部活動地域移行検討委員会委員名簿

委員任期 令和5年6月8日～令和8年3月31日まで

	所属等	役職	氏名
学識経験者	愛媛大学教育学部	教授	田中 雅人
	松山学院高校	講師	松本 繁実
町内中学校長	北伊予中学校	校長	児島 祥之
町内中学校保護者 代表	岡田中学校	P T A 監事	西岡 敬子
	松前中学校	後援会 副会長	西尾 剛
社会教育団体関係者	松前町スポーツ協会	会長	村上 一郎
	松前町文化協会	会長	矢田 弘
	松前町スポーツ推進委員会	委員長	竹内 晶子
地域スポーツ関係者	松前柔道会	代表	重松 真紀子
	松前町スポーツ協会 ソフトテニス	代表	青野 剛

※敬称略

会 長 松本 繁実 委員

副会長 児島 祥之 委員

松前町部活動地域移行検討委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松前町執行機関の附属機関設置条例（平成29年松前町条例第12号）第4条の規定に基づき、松前町部活動地域移行検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員をもって構成する。

2 前項の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町内中学校長
- (3) 町内中学校保護者代表
- (4) 社会教育団体関係者
- (5) 地域スポーツ関係者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に招集される会議については、教育長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、学校教育課で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年度 地域スポーツクラブ活動体制整備事業中間報告

松前町教育委員会

I 調査・研究

1 松前町の方針について

- 令和5年度は、地域の実情も踏まえ、学校が主体となり部活動を実施する中で、休日の地域移行に向けて地域人材の効果的な活用や連携について、段階的な研究を行う。

2 モデル事業の流れ

○ モデル事業指定の部活動

- ・ 松前町立北伊予中学校女子ソフトテニス部
北伊予地区にある小学生を対象とした「北伊予ソフトテニススクール」の指導者に休日における部活動指導を依頼し、学校と連携しながら進めていく。
- ・ 松前ホッケークラブ
これまで中学校の合同部活動として活動を進めてきたが、運営主体を地域指導者として中学校の部活動から切り離し、地域クラブとして活動を進めていく。

○ モデル事業の流れ

愛媛県	松前町	モデル事業実施部活動・地域クラブ
部活動改革市町連絡会議 (R5.7.6)	第1回部活動地域移行検討委員会 (R5.6.8) 研究の方向性 地域移行への取組	生徒・保護者説明 (R5.7) 指導者説明・研修 (R5.7)
愛媛県方針・推進計画の策定 (R5.9.29)	松前町方針・推進計画案の策定 (R6.1)	調査・研究の実施 (R5.9)
	第2回部活動地域移行検討委員会 (R6.1) 中間報告	生徒・保護者・教職員・指導者へのアンケート調査 (R5.12)
		各種団体等へのアンケート調査 (R6.2)

	調査・研究の検証 アンケート分析	
	第3回部活動地域移行 検討委員会(R6.3 予定) 地域部活動の取組 成果と課題 今後の方向性	活動の振り返り

3 休日部活動の地域移行を推進するための7つの視点

- 視点1 教員の働き方改革（業務改善・意識改革）
- 視点2 地域指導者の確保
- 視点3 活動場所の確保（学校を開放する場合の管理、地域の施設利用等）
- 視点4 教員（顧問）以外による大会等への引率
- 視点5 教員（顧問）と地域指導者等の連携
- 視点6 地域指導者等への研修の実施
- 視点7 費用負担のあり方

II 実証研究（7つの視点から）

視点1 教員の働き方改革（業務改善・意識改革）

【現状と課題】

- 平日、休日と部活動に関わる教員の負担が大きい。
- 顧問が経験したことのない部活動の指導を任せられると、精神的な負担も大きい。
- 部活動に関わりたい教員と関わりたくない教員がいる。

【課題解決に向けた方策】

- 休日の部活動の指導において地域指導者を導入する。
- 合同部活動として活動をしていたものを地域クラブに移行し、地域指導者が運営・指導を行う。

【モデル事業における活動状況】

松前町立北伊予中学校ソフトテニス部女子

- ソフトテニス部の主な指導内容
 - ・ 生徒の指導
 - ・ 指導計画の立案、練習計画の作成
 - ・ 保護者会、協会（連盟）・中体連等関係機関の会議等への出席
 - ・ 設備・備品・部室等の管理
 - ・ 練習場所の確保・練習試合等の打合せ

- ・ 大会等への参加
- ※ 上記の一部を地域指導者に依頼している。
- 地域指導者の効果
 - ・ 休日は、地域指導者を中心として顧問教員もともに練習を行っている。平日は、顧問教員を中心に指導を行っているが、地域指導者も外部指導者として練習に参加している。一定時間は業務軽減が図られている。
 - ・ 指導計画、練習計画等の作成は、地域指導者のアドバイスを受けながら顧問教員が中心で作成している。一定程度の業務量の軽減につながっている。
 - ・ 精神的な負担の軽減
 - 地域指導者による専門的な技術指導ができることにより顧問教員も安心して指導を任せることができる。
 - 練習計画、指導計画等の作成、練習試合等の準備には地域指導者の知識やこれまでの関係者とのつながりを生かすことができ、練習時間以外での負担軽減になっている。

松前ホッケークラブ

- ホッケークラブの主な指導内容
 - ・ 生徒の指導
 - ・ 指導計画の立案、練習計画の作成
 - ・ 保護者会、協会（連盟）・中体連等関係機関の会議等への出席
 - ・ 設備・備品等の管理
 - ・ 練習場所の確保・練習試合等の打合せ
 - ・ 大会等への参加
- ※ 上記の大部分を地域指導者・保護者が行っている。
- 地域指導者の効果
 - ・ 町内3中学校の合同部活動から地域クラブへ移行したことから顧問教員配置の必要がなくなり学校の教員への負担はなくなった。

視点2 地域指導者の確保

【現状と課題】

- 技術的な指導だけでなく、全体を指導する立場となると、指導経験が豊かで、かつ教育的立場で指導できる人材が必要であるが、そのような指導者を確保することは難しい。
- 指導方法や個人情報等の守秘義務など、顧問や学校との連携が欠かせないため適切な人材の選定が必要で、慎重さが求められる。
- 地域的にも人材が少なく発掘が難しい。

【課題解決に向けた方策】

- 部活動の運営方針を地域の方にも伝え、理解していただき関わっていただけるように啓発を進める。

- 部活動をすべて地域に移行するという考えでなく、学校と連携しながら地域や地域クラブ等の実態に合わせた段階的な移行を進めていくことを周知する。
- 現在の地域クラブ、スポーツ少年団、民間企業のクラブ等に中学生の受入れについての調査を進める。

【モデル事業における活動状況】

松前町立北伊予中学校ソフトテニス部女子

- 地域指導者1名を活用している。
- 地域において小学生対象のソフトテニスクラブを指導・運営しており、北伊予中学校ソフトテニス部の多くの生徒が小学生時代に所属していた。
- 北伊予中学校区在住の教員OBである。教員時代、ソフトテニスの指導に長年携わってきている。

松前ホッケークラブ

- 地域指導者3名を活用している。
- 松前町役場（教育委員会）職員であり、日本ホッケー協会指導員資格を取得している指導者と長年、小学生・中学生を対象とした松前ホッケークラブを運営・指導している指導者である。
- 中学校の大会規定に、中学校の部活動であり教員が監督を務めることが規定されており、合同部活動の形をとっていたが、規定変更により地域指導者が監督、引率できることとなった。

視点3 活動場所の確保（学校を開放する場合の管理、地域の施設利用等）

【現状と課題】

- 原則として、中学校の施設を利用した活動となる。地域指導者のみでの指導の場合、学校の設備・施設の管理の問題が生じる。
- 町の施設を利用する場合に施設使用料の減免措置を行うことも可能であるが、減免措置の対象範囲の設定等課題がある。

【課題解決に向けた方策】

- 学校を開放する方法が最も取り組みやすい。
- 管理・安全の問題については、今後の検討課題とする。
- 公共施設の利用について、町教育委員会が支援体制を検討する。

【モデル事業における活動状況】

松前町立北伊予中学校ソフトテニス部女子

- 活動場所：松前町立北伊予中学校テニスコート
- 活動日：平日4日（2時間程度）休日1日（1時間程度）
- 指導者：ソフトテニス部女子顧問教員
地域指導者1名

- 鍵の管理：休日の鍵の管理は、顧問教員が担当（不在の場合は、地域指導者に鍵を預ける。）
- その他：平日は、部活動としての活動のため施設使用料は不要。休日の活動は、地域クラブの活動としているが、学校の施設であり無料としている。

松前ホッケークラブ

- 活動場所：松前町国体記念ホッケー公園ホッケー場
松前公園多目的広場
- 活動日：平日4日（2時間程度） 休日1日（3時間程度）
- 指導者：地域指導者3名
- 鍵の管理：地域指導者が鍵の管理を行う。
- その他：施設使用料は、松前町の地域クラブであるため減免措置を受けているが、無料ではない。

視点4 教員（顧問）以外による大会等への引率

【現状と課題】

- 部活動の大会への引率や監督を行うのは当該中学校の教員（顧問）となっているため、地域指導者等が単独で引率や監督を行うことはできない。
- 地域クラブの活動として大会等に参加する場合は、該当のクラブの指導者が引率及び監督を行うことができる。しかし、スポーツ振興センターの適用対象とならないため、事故やけがの保障ができない。
- 生徒の平日の活動状況や健康状況等の把握が必要になる。

【課題解決に向けた方策】

- 休日の地域クラブの活動として、部活動と切り離したものとし休日の大会等には、地域指導者が引率・監督を行っている。
- 地域指導者は、休日の活動中（移動中も含む）の事故やけが等が発生した場合は、責任を持って対応する必要がある。移動時を含めた保障ができるよう生徒は保険に加入する必要がある。また、指導者についても、同様に加入する必要がある。
- 大会等への引率まで担う場合、地域人材の確保が困難になってくる。当面の間は、学校の教員による引率が必要になってくると思われる。

松前町立北伊予中学校ソフトテニス部女子

- 休日の活動は、地域クラブとして活動しており、地域指導者が大会等の引率や監督を行うことができる。そのため、生徒・地域指導者ともに保険に加入している。（補助対象）
- 今年度は、休日に実施されたほとんどの大会・練習試合の引率や監督（ベンチコーチ）を顧問と地域指導者の2名で実施した。

松前ホッケークラブ

- 地域クラブとして活動しており、地域指導者が大会等の引率や監督を行っている。生徒・地域指導者ともに保険に加入している。(補助対象)

○ 保護者アンケート調査（対象：モデル事業対象保護者）

「休日のクラブ活動において保護者の送迎が必要になる場合があります。そのような場合でも参加させたいですか。」

ア 参加させたい	60.7%
イ 回数が少なければ参加させたい	28.6%
ウ できれば参加させたくない	7.1%
エ 参加させたくない	3.6%

- ・ 「送迎をしても参加させたい」「回数が少なければ参加させたい」と回答をした保護者が約90%となっている。
- ・ 「できれば参加させたくない」「参加させたくない」が約10%あり、今後、配慮が必要である。

視点5 教員（顧問）と地域指導者等の連携

【現状と課題】

- 日常から連絡を密にし、うまく連携をとらないと健康状態や生徒指導等様々な問題が発生する恐れがある。
- 部活動では、生徒の体調、人間関係等対面でないと把握できにくい部分がある。できる限り、対面を大切にしながらの連携が必要である。

【課題解決に向けた方策】

- メール等による引継ぎや連携をとる。
- 可能な範囲で、平日の教員による指導の中に地域指導者が参加し、一緒に指導を行う。
- 技術的な連携は可能であるが、生徒指導面の連携については配慮を要する場合がある。

松前町立北伊予中学校ソフトテニス部女子

- 顧問教員と地域指導者との連携では、メールを活用している。
- 地域指導者が部活動外部指導者（ボランティア）として平日の指導に可能な範囲で参加しており連携は比較的スムーズに行えている。

松前ホッケークラブ

- 合同部活動から地域クラブに移行し、学校の教員との連携の必要性はほとんどなくなった。

- 大会申し込みの中に、所属学校長の許可が必要な大会があり年度初めに学校に所属生徒・活動状況等を説明するとともに、年間を通し、大会等の成績、活動状況等について学校と連携を図り、生徒の称揚に努めている。

視点6 地域指導者等への研修の実施

【現状と課題】

- 教育的な立場での指導ができる人材が必要である。
- 行き過ぎた指導（勝利至上主義）にならないか不安である。
- 生徒に対する体罰やハラスメントの防止
- 技術指導とともに事故等への対応、生徒との人間関係づくり等指導力全般の向上が必要である。

【課題解決に向けた方策】

- 松前町教育委員会及び該当学校は、指導に従事する者に対し、指導に必要な知識及び指導における質の向上を目指した研修を実施する。その際、「松前町立中学校の部活動の方針」を活用する。
- 松前町教育委員会及び該当校は、モデル事業開始に当たって保護者及び地域指導者への事業実施の目的や方法等について説明を行い理解を得る。
- 学校や地域の実態に応じて、保護者の理解と協力、地域の関係団体との連携など環境整備に努める。

松前町立北伊予中学校ソフトテニス部女子

- 年度初めに、地域指導者に休日部活動の地域移行の目的、実施方法等の説明を行う。
- 松前町教育委員会より地域指導者に対し「松前町立中学校の部活動の方針」に基づいた指導を進めていくことを説明する。
- 北伊予中学校長及び部活動担当教員等より、学校や地域、ソフトテニス部女子の実態等について地域指導者に研修を行うとともに、連携方法について協議を行う。

松前ホッケークラブ

- 年度初めに、地域クラブ指導者に休日部活動の地域移行の目的、実施方法等の説明を行う。
- 松前町教育委員会より地域クラブ指導者に対し「松前町立中学校の部活動の方針」に基づいた指導を進めていくことを説明する。
- 生徒の所属中学校より、各学校の部活動の運営についての説明を受ける。

視点7 費用負担のあり方

【現状と課題】

- 休日の部活動移行モデル事業においては指導者謝金・保険料について補助金が出ているが、モデル事業終了後の予算措置が必要となる。
(モデル事業対象の地域クラブのみが受益者負担となった場合、部活動入部者との不公平感が強まることが懸念される。)
- 地域部活動を運営していくために必要な費用がどの程度の金額となるのか不明である。
- これまでの学校部活動において指導者への謝金、施設使用料、保険料等について費用負担がなかったが、今後、受益者負担となることが考えられる。保護者や運営主体の負担が増えることとなるが理解が得られるか。
- 受益者負担で実施する場合に、部活動をしたい生徒ができない状況が生まれることが予想される。
- 地域移行により学校部活動でなくなった場合、各中学校において部活動の支援を中心に設置されている教育後援会からの補助はどうなるのか。後援会の補助がなくなった場合、受益者負担がかなり増える可能性がある。

【課題解決に向けた方策】

- 国や県の動向を注視しながら、補助金の継続を要望していく。また、町負担も含め財源の確保に努めていく必要がある。
- 運営主体や地域の実情により、活動を進めていくための費用に違いが生じる。必要な費用について検証していく必要がある。
- 家庭の事情等により、地域部活動に参加できない生徒への支援策を検討する必要がある。
- 保護者や地域に対して、部活動の地域移行の趣旨を丁寧に説明していく必要がある。また、部活動に対する意識を変えていく必要がある。
- 各中学校単位で組織されている教育後援会からの支援がこれまで通り継続できるような規則等の改正とともに、後援会自体の在り方を見直す必要がある。

松前町立北伊予中学校ソフトテニス部女子

- 費用負担の状況

項 目	費目名	負担先
中体連主催	大会参加費	後援会負担
	交通費	後援会負担
中体連以外の大会等	大会参加費 (団体)	後援会負担
	大会参加費 (個人)	保護者負担
	交通費	保護者負担 (自家用車)
消耗品	個人用具	保護者負担
	全体の用具	後援会負担
地域指導者	謝金	モデル事業補助
	交通費	自己負担

項 目	費目名	負担先
部活動顧問（教員）	休日指導手当	県費
	交通費（中体連）	後援会負担
	交通費（中体連以外）	自己負担
傷害保険等	平日 （スポーツ振興センター）	町負担 保護者負担
	休日	モデル事業補助

松前ホッケークラブ

○ 費用負担の状況

項 目	費目名	負担先
大会：練習試合等	大会参加費	保護者負担
	交通費	保護者負担
消耗品	個人用具	保護者負担
	全体の用具	保護者負担
地域指導者	謝金	モデル事業補助
	交通費	保護者負担
傷害保険等	平日・休日共	保護者負担

○ 保護者アンケート調査（対象：モデル事業対象保護者）

「地域指導者にかかる費用を保護者が負担しても、地域クラブ活動に参加させたいですか。

ア 参加させたい	39.3%
イ 負担が少なければ参加させたい	57.1%
ウ できれば参加させたくない	3.6%
エ 参加させたくない	0%

- ・ 「費用を負担しても参加させたい」「負担が少なければ参加させたい」と回答をした保護者が96.4%となっている。
- ・ 「できれば参加させたくない」「参加させたくない」と回答をした保護者もいるので、地域移行を行う場合には丁寧な説明が必要である。

Ⅲ まとめ

○ 成果及び今後の課題について

中学校における部活動を段階的に地域へ移行していくため、「休日における地域移行」のモデル事業を松前町立北伊予中学校女子ソフトテニス部及び松前ホッケークラブにおいて実施している。これまで中学校において実施してきた部活動を地域へ移行していくためには多くの課題が考えられる。そのため、7

つの視点で課題を整理し検証を行った。

学校や地域の実情により異なることもあるが、課題解決の方法が見えてきたものもある。

- 1 これまでの取組を生かすこと
 - 現在活動をしている地域クラブ・スポーツ少年団・民間クラブ等を中学生の受け皿として活用する。
 - 各中学校の部活動に外部指導者（ボランティア）として活動している人材を地域指導者・部活動指導員として活用する。
 - 学校施設を開放する場合は、鍵の管理をこれまでの社会教育施設の貸し出し時の対応と同様とする。

- 2 当面の期間、学校との連携をとった対応とすること
 - 技術指導は、地域指導者に依頼し、生徒指導面や保護者との連携等については学校の顧問教員が中心で行う。
 - 中学校と地域クラブ活動等の連携により、指導は地域クラブで行い大会・コンクール等への引率・監督は中学校の教員が中心となっていく方法も考えられる。
 - 休日を中心に日常の練習は地域指導者を中心に行い、大会の引率・監督業務は学校の顧問教員が行う。
 - 現在の部活動を生徒数の状況をみながら合同部活動として運営をしていく。拠点校方式を中心に、練習場所・指導者は拠点校に置くことを原則とする。
 - 各中学校後援会からの支援が継続できるよう後援会の規定を弾力的にしていくことを依頼する。

今年度は、休日の指導を進めることができているのはモデル事業の部活動のみであるが、アンケート調査では地域指導者が指導に関わることで、教員の一定時間の業務軽減を図ることができている。また、技術指導を依頼できることで、心理的負担の軽減にも繋がっている。

次年度に向けては、国や県の動向を踏まえながら、より一層の推進が求められる。今後、取り組んでいくべき課題として

- 1 全国の幅広い具体例を提示し、地域の実情に応じた対応を研究する。
- 2 スポーツ協会・文化協会・企業等に対し、中学生の受け入れを積極的に進めていくよう一層の働きかけを行う。
- 3 各学校及び保護者・地域の理解を得るため地域移行について周知を一層進める。
(モデル事業の成果と課題・受益者負担・地域の受け皿づくり等)
- 4 指導者の人材確保・育成のための人材バンクや指導者ネットワークの構築を進める。

- 5 国や県の動向を踏まえたうえでの予算確保に向けた取組を進める。
- 6 各中学校単位で組織されている「教育後援会」活動の維持を図り、地域全体で子どもの活動を支援できる体制に結びつける。

など、まだまだ取り組むべき課題はたくさんある。

地域部活動への移行は、「社会総ぐるみで子どもの育成を図る」ことの実現に向けての取組でもある。地域移行の目的を学校や教育委員会だけでなく地域と共有しながら取り組んでいくことが求められている。

松前町立中学校の部活動改革に係る推進計画（案）

令和6年1月
松前町教育委員会

I 地域部活動の推進計画（松前町教育委員会）

1 基本的な考え方

町立中学校の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備については、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。その際は、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できるところから取組を進めていくことが望ましい。

(1) 目指す姿

町立中学校の部活動を学校単位から地域単位の取組へ

- 生徒自身が望む豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現する。
 - ・ 生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保
 - ・ 学校と地域の協働による新たなスポーツ・文化芸術環境の整備
- 地域での多様な体験や様々な世代との交流等を通じた、学びなどの新しい価値が創出・継承される。
 - ・ 町やスポーツ、文化芸術団体、学校等との緊密な連携や、指導者等の活用の充実
- 学校の枠にとらわれず地域に根差した指導ができ、教員の働き方改革が推進される。
 - ・ 教員の専門性や意思に基づき、学校部活動や地域クラブ活動を指導する体制の構築

(2) 取組の方向性

- 学校部活動については、その教育的意義を踏まえ、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の推進を図る。

また、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校設置者や学校が、地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保する。
- 学校部活動の教育的意義や役割は、地域クラブ活動においても継承・発展させていく。
- 部活動の地域移行については、中学生等のスポーツ・文化芸術活動の機会を着実に確保していくため、実証事業や補助事業も活用しながら、まずは休日の学校部活動から、地域や学校の実情等にも十分に配慮しつ

つ段階的に進めていく。

合意形成や条件整備等のために時間を要することが想定されるため、令和5年度から

- ① 松前町部活動地域移行検討委員会の設置
- ② スポーツ団体・文化芸術団体の発掘・育成
- ③ 運用に係る課題への対応から取り組んでいく。

- 松前町における休日等の部活動地域移行については、国及び愛媛県が推進期間と位置付けている令和7年度までに実証事業を実施し推進を図る。
- 学校部活動、地域クラブ活動とも、複数のスポーツやレクリエーション志向など生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境の整備に努める。
- 部活動指導員・外部指導者や地域クラブの指導者等の任用・配置に当たっては、
 - ① 生徒の発達段階に応じた科学的な指導
 - ② 安全確保や事故発生時の対応を適切に行うこと
体罰（暴力）やハラスメントはいかなる場合も許されないこと
 - ③ サービスを遵守すること
 等に関し、任用前後において定期的な研修を行う。

2 スケジュール（松前町立中学校）

	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度～
国	改革推進期間 ※必要に応じて環境整備・体制構築			地域クラブ活動の充実	
	実証事業への参加				
R 5 実証事業 2					
松前町	段階的地域移行の開始			平日の地域移行のための環境整備 平日の地域移行の段階的実施	
	環境整備、体制構築 (合同部活動推進・地域クラブ等の発掘) 人材バンクの作成・各種団体等との連携 等				
	説明会の開催 保護者・生徒（児童）・学校関係者等				
	町の方針・計画の策定				
愛媛県	部活動指導員制度の導入 兼職・兼業の規定・運用の改善			人材データバンクの充実 研修会の実施	
	兼職・兼業の規定・運用の改善				
	市町との情報共有と解決策の検討 先進県ノウハウの提供				
	市町連絡協議会の開催				

人材データバンクの整備、・充実
部活動指導者・地域クラブ指導者等への研修会の実施
県の方針・計画の策定

3 松前町の取組

(1) 松前町の方針の提示

- 松前町方針及び推進計画の策定

(2) 国・愛媛県との連携

- 実証事業・補助事業の実施
 - 令和5年度 実証事業 2クラブ
 - 令和6年度 実証事業 2クラブ
 - 補助事業 部活指導員制度 3名
 - 令和7年度 実証事業・補助事業への参加促進
- 市町連絡協議会への参加
- 指導者研修会への参加
- 合同部活動（拠点校方式）の推進
- 地域クラブ・地域指導者の発掘（受け皿づくり）

(3) 事務手続き等に関する支援

- 部活動指導員制度の導入
- 兼職兼業の規定・運用の改善
 - ・ 兼職兼業規定の整備、手続きの遠隔化
 - ・ 「教員身分での休日の部活動指導0」を目標
- 人材データバンクの整備、充実、活用

できるところから できるものから

中学校部活動の地域移行に係る
地域文化・スポーツ団体の活動状況・意向調査について

平素は、本町文化・スポーツ行政に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和 2 年 9 月に、持続可能な部活動と教員の負担軽減の両方を実現するため、中学校における休日の部活動について、令和 5 年度以降、段階的に地域の文化・スポーツ活動へ移行することが文部科学省から通知されました。これを踏まえ、松前町においては、令和 5 年度からモデル事業の実施に取り組むとともに、松前町部活動地域移行検討委員会を設置し、課題整理や具体的な改善策等についての検討を始めました。

今後におきまして、松前町の実情に応じ、関係者の皆様のご理解とご協力をいただきながら、地域への移行を進めていきたく、この度、各地域スポーツ団体の皆様に対し、活動の現状などのほか、各団体活動への中学生の受入れや各指導者の皆様による中学校部活動指導について、現時点での移行と課題などをお伺いするアンケート調査を実施させていただくことといたしました。

皆様から頂戴いたしますご回答、ご意見は、今後の取組に当たっての貴重な資料と考えております。お忙しいところ恐れ入りますが、何卒、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

- ※ アンケートの回答内容等について、こちらからお問い合わせをさせていただきます場合がございます。ご協力よろしくお願いいたします。
- ※ アンケートの集計につきましては、特定の団体の回答内容がわかるような公表はいたしません。
- ※ 注記のない設問はすべて、記入時点での状況をお答えください。
- ※ 本アンケートは、各団体の代表の方にご記入いただきますようお願いいたします。

令和 6 年 2 月
松前町教育委員会

【用語の意味】

部活動指導員： 学校長の監督のもとで顧問の代わりに単独で指導・引率ができる。(市町の会計年度職員等に雇用され学校に派遣)

外部指導者： 学校長より依頼を受け顧問と連携・協力しながら、主に技術面の指導を行う。(ボランティアの場合が多い。監督や引率はできない。)

(1) 現在、貴団体において、中学校部活動の指導に従事されている指導者とされていない指導者の方はそれぞれ何人いますか。

- ア 従事している指導者 () 人 → 4(2) へ
イ 従事していない指導者 () 人 → 4(3) へ

(2) 上記(1)で「ア 従事している」と回答された場合

① 指導されている部活動の部活動名(種目等・複数回答可)

--

② 主に指導している曜日(1名につき複数回答可)

- ア 平日() 人 イ 土曜日() 人
ウ 日曜日・祝日() 人

③ 部活動の指導者としての身分

- ア 部活動指導員() 人 イ 外部指導者() 人
ウ 教職員() 人
エ 不明(把握していない) () 人
オ その他() 人

④ 部活動指導における課題(複数回答可)

- ア 指導に見合った適正な報酬
イ 地域スポーツ活動指導と両立可能な柔軟な勤務条件の確保
ウ 部活動顧問との役割・責任分担の明確化
エ その他())

(3) 上記(1)で「イ 従事していない」と回答された場合

① 今後中学校の部活動指導に従事することは検討可能でしょうか

- ア 前向きに検討したい() 人
 部活動指導員として指導() 人
 外部指導者として指導() 人
イ 条件によっては検討可能() 人 → 4(3)の② へ
 部活動指導員として指導() 人
 外部指導者として指導() 人
ウ 条件に関わらず検討困難 → 4(3)の③ へ
エ 現段階ではわからない() 人
オ その他() 人

- ② 上記①において「イ 条件によっては検討可能」と回答された方々に伺います。従事されるにあたって重視される主な条件は何でしょう。(複数回答可)
- ア 指導力に見合った適正な報酬
 - イ 地域スポーツ活動指導と両立可能な柔軟な勤務条件の確保
 - ウ 部活動顧問との役割・責任分担の明確化
 - エ その他()

- ③ 上記①において、「ウ 条件に関わらず検討困難」と回答された指導者の方にお伺いいたします。よろしければ、理由をお答えください。

5 中学校の部活動の地域移行について全般的な内容について

ご意見等ございましたらご自由にご記入ください。

アンケート調査は以上になります。ご協力ありがとうございました。